

第1編 一般共通事項

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1-1 適用

1. この土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大阪市水道局長（以下「局長」という。）が工事請負契約書（以下「契約書」という。）により発注する土木工事に適用する。
2. 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び請負工事費明細書（内訳書を含む。）に記載された事項は、共通仕様書より優先する。
3. 共通仕様書は、工事に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
4. 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守するとともに、諸法令等（設計図書に定める通達・指針類を含む。）に定められる各種の責任者、作業主任者又は技術者等が所定の業務に従事するよう管理しなければならない。
5. 受注者は、特記仕様書、図面、請負工事費明細書（内訳書を含む）の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
6. 設計図書は、S I単位を使用する。なお、S I単位についてS I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。
7. 工事には、局長の定める大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）を適用する。

1-1-1-2 監督職員

1. 局長は、工事における監督職員、補助監督職員及び監督補助者を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。
2. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。
3. 補助監督職員及び監督補助者は、大阪市水道局契約規程第39条の2第5項の規定による補助者として工事の監督を行う。
4. 受注者には、主として補助監督職員及び監督補助者が対応する。
5. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員、補助監督職員及び監督補助者が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等を行った場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
6. その他関係する発注者職員は、工事の品質や安全性等を確保するために、契約図書に基づいて受注者に対して指摘や指導を行うことがある。

1-1-1-3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、大阪市（代表者は局長）をいう。
2. 「受注者」とは、工事の実施に関し、局長と請負契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
3. 契約書第10条第1項に基づき局長が定める監督職員並びに補助監督職員及び監督補助者の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「監督職員」とは、監督業務を統括し、補助監督職員及び監督補助者を指揮監督するとともに、必要な指導及び調整を行う者をいう。
 - (2) 「補助監督職員」とは、監督職員の命を受けて監督補助者の指揮監督を行う者をいう。
 - (3) 「監督補助者」とは、監督職員の命を受けて工事に係る契約書や設計図書等の内容並びに工事の状況を十分把握した上で、契約図書に基づく内容の指示、承諾、協議、立会、工程の管理、使用材料の試験、検査及び確認等を行い、工事が契約どおり適正に施工されるよう監督業務を行う者をいう。
4. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
5. 「設計図書」とは、仕様書、工事設計書（図面、工事概要内訳書及び請負工事費明細書（内訳書を含む。））及びこれらに対する質問回答書をいう。
6. 「仕様書」とは、共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
7. 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
8. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
9. 「質問回答書」とは、工事の入札参加者からの契約条件等への質問に対して、局長が回答する書面、又は大阪市電子調達システム（設計図書等に対する質問・回答）にて回答する情報をいう。
10. 「図面」とは、入札に際して局長が示した設計図、共通仕様書に記載されている弁栓室類標準図集、制水弁保護ブロック標準図集及び異形管防護標準図集並びに局長から変更又は追加された設計図及び工事完成図をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
11. 「請負工事費明細書（内訳書等を含む。）」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
12. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、局長若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
14. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、局長又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
15. 「提出」とは、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又

はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

16. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員若しくは検査職員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
17. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「通知」とは、局長又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
19. 「書面」とは、手書き、印刷物、情報共有システムにより作成された、指示、承諾、協議、提出、催告、請求、通知、報告、申出及び解除の伝達物で、以下のいずれかを満たすものをいう。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

なお、情報共有システムの利用適用は、配水管の整備工事及び水道・工業用水道施設の整備工事に限る。

 - (1) 受注者若しくは監督職員の記名（署名又は押印を含む。）をしたもの。
 - (2) 発注者の文書番号を記載したもの。
20. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員、受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
21. 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、その内容を確認することをいう。
22. 「受理」とは、契約図書に基づき、監督職員及び受注者が相互に提出された書類を受け取り、内容を把握することをいう。
23. 「届出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に関する事項について書面をもって届け出ることをいう。
24. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有するシステムのことをいう。
25. 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格及び数値等を確認することをいう。
26. 「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査及び中間技術検査を行うために局長が定めた者をいう。
27. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第39条又は第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
28. 「中間技術検査」とは、局長の定める大阪市水道局土木工事等技術検査基準、大阪市水道局営繕工事技術検査基準及び水道局中間技術検査の取扱い（営繕工事を除く）等に基づき、検査職員が工事の施工期間中で出来形、品質及び出来ばえ等の検査を行うことをいう。ただし、工事請負代金の支払いは伴わない。
29. 「同等以上の品質」とは、設計図書で指定する品質、設計図書に指定がない場合は監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。なお、試

験機関の品質確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。

30. 「現場納入」とは、監督職員が承諾又は設計図書で指定する工事現場の当該箇所に受注者が資器材及び機器類を納めることをいう。ただし、機器類にあつては、その作動が確認できなければならない。
31. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間並びに完成図書提出日を含めた契約書に定める着工期日（着工期日が定められていない場合は契約日とする。以下同じ。）から完成期限までの期間をいう。
32. 「工事開始日」とは、前項に規定する着工期日又は設計図書において規定する着工期日をいう。ただし、余裕期間制度活用工事については、別に定めるものとする。
33. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（試験掘削、現場事務所等の建設、現場測量又は監督職員が承諾した行為）の着手初日をいい、詳細設計を含む工事にあつては詳細設計の開始日をいう。
34. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
35. 「本体工事」とは、設計図書に従つて、工事目的物を施工するための工事をいう。
36. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なものをいう。
37. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
38. 「工事現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
39. 「SI」とは国際単位系をいう。
40. 「現場発生品」とは、工事の施工により工事現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
41. 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。
42. 「JWWA規格」とは、日本水道協会規格をいう。
43. 「JDKA規格」とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。
44. 「所定様式」とは、共通仕様書第7編に定める様式をいう。
45. 「指定様式」とは、外部で一般に公開され、インターネット等からデータを取得できる様式をいう。

1-1-1-4 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は複写した図面等（電子情報を含む。）を貸与することができる。ただし、共通仕様書等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、工事費見積りにあつて、設計図書を吟味するとともに工事現場を十分調査して工事内容を理解しておかななければならない。
3. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、工事現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明及び説明書又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

4. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-1-5 請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第4条に規定する請負代金内訳書（所定様式）を設計図書の請負工事費明細書（内訳書を含む。）に基づき作成し、局長に提出しなければならない。また、契約の変更についても同様とする。
2. 局長は、請負代金内訳書の内容に関し受注者の説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

1-1-1-6 工程表

受注者は、契約書第4条に規定する工程表（所定様式）を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、工程は契約書に明記した完成期限までに工事目的物を局長に引渡すものでなければならない。

1-1-1-7 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、内容を監督職員が理解できるよう説明するとともに、必要に応じて修正を行い、工事着手までに監督職員に提出した上、受注者は施工計画書を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載するものとする。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

記載項目	記載内容
表紙	○工事名称、受注者名等を記載。
目次	○作成書類内訳、ページ等を記載。 ○内容に変更が生じた場合、変更版の提出日・提出内容等を記載した加除一覧表を別途作成の上記載。
工事概要	○工事名称、工事場所、工期、請負代金額、工事内容（設計書の表書き及び施工内容）等を記載。
施工方針	○本工事施工にあたっての会社の施工方針を記載。
計画工程表	○ネットワーク工程表、あるいはバーチャート工程表を記載。 ○関連工事、地元対策、気象等を調査し、工程、種別毎に記載。 ○出来高曲線、あるいは各月の出来高を記載。
現場組織表	○現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）、専門技術者（建設業法に基づく）、安全管理者の連絡先を記載。 ○工事に係る構成員の職務内容、職務分担及び工事実施体制における組織等を

	<p>記載。</p> <p>○下請負人の職務分担、所在地及び責任者等を記載。（警備業者を含む。）</p>
主要機械	<p>○主要機械の仕様、製作会社名及び納入・使用予定時期を記載。</p> <p>○摘要欄へ、使用目的等を記載。</p>
主要資材	<p>○主要資材の購入先、製作会社名及び納入・使用予定時期を記載。</p> <p>○摘要欄へ、産地等を記載。</p>
配管材料の管理	<p>○管路資材責任者及び管路資材保管場所を記載。</p> <p>○配管材料の管理方法について記載。</p>
本体工事 施工計画	<p>○施工手順及び施工手段等を具体的に記載。</p>
施工方法	<p>○主要な工種ごとの作業フローを記載するとともに、各段階における留意事項及び施工方法（作業環境、実施時期、制約条件、調整事項等）について記載。</p> <p>○施工検査や段階確認の時期を記載。</p>
施工管理計画	<p>○工事内容、稼働日数、労務計画、施工機械、施工方法及び現場事情を考慮し、工期内に工事が完了するよう実施工程表を記載。（完成図書類の作成も含む）</p> <p>○進捗が一定以上遅れた場合のフォローアップについて具体的に記載。</p> <p>○設計図書に指定する構造物等の位置、形状、寸法を確保するための具体的管理計画を記載。</p> <p>○設計図書で指定する規格、品質を確保するための具体的管理計画を記載。</p>
段階確認計画	<p>○段階確認及び使用する材料の具体的な実施計画を記載。（配水管工事においては独立した項目として記載）</p>
個人情報の管理	<p>○個人情報の漏えい、紛失等の事故防止のための具体的な管理計画を記載。</p>
緊急時の体制及び対応	<p>○緊急連絡先、連絡方法、連絡場所等を記載。（夜間・休日の対応方法についても記載すること。）</p> <p>○想定される自然災害及び発災時の対応や体制図、必要な機器資材等について記載。</p>
工事現場管理及び安全管理	<p>○車両及び歩行者の安全確保、保安施設の設置計画、関係法令及び道路使用許可条件に対する措置、交通誘導員（交通誘導員 A・交通誘導員 B）の配置場所及び人員、資材等の運搬経路、運搬作業の方法及び時間等を記載。</p> <p>○安全管理組織、安全管理教育・訓練、工事現場及び材料置場の管理方法、危険物の管理方法、工事に起因する公衆災害、労働者災害及び物損事故のほか、火災や降雨時における浸水防止対策、地下埋設物事故防止対策（防護保全措置及び離隔確保の方法や手順（全企業体の埋設供給管等も含む））等を</p>

	<p>記載。</p> <p>○労働安全衛生法第14条に基づく作業主任者の選任、同61条に基づく就業制限にかかる作業員の選任及び同59条第3項に基づく特別教育の実施に関する事項を記載。</p>
交通管理	<p>○交通安全対策、交通規制・う回路計画、保安施設設置計画、現道や工事用道路に対する補修、防塵処理等の時期・方法、主要道路の搬入経路・搬入時間等について記載。</p> <p>○過積載防止についての具体的な確認方法について記載。</p>
環境対策	<p>○工事に伴って発生する騒音・振動への対策や水質汚濁、ゴミ・ほこりの処理、事業損失防止対策、産業廃棄物対応や苦情対応等について計画を記載。</p> <p>○排出ガス対策型建設機械等の使用について記載。</p>
現場作業環境の整備	<p>○受注者としての自主的な配慮事項、取組みについて、仮設関係、安全関係、営繕関係、イメージアップ対策や地元対策の具体的な内容を記載。</p>
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	<p>○設計書、大阪市建設リサイクルガイドライン及び再生資源利用の促進に関する法律に基づき、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付。</p> <p>○建設発生土搬出先施設届出書の添付。</p>
有価物の処分計画	<p>○撤去管等の処分計画及び処分先を記載。</p>
仮設備計画	<p>○仮設建物（土留工、覆工、仮締切、仮通路、仮設電力、仮水道）の計画及び受電等設備の規格、管理方法等を記載。ただし、重要仮設物は安定計算書を添付すること。</p> <p>○摘要欄へ、使用目的等を記載。</p>
安全衛生対策書	<p>○浄水場内工事において、工事の概要、安全衛生管理の心構え、安全衛生管理組織、事故発生時の緊急連絡、始業及び終業点検、危険物の管理、工事用電気設備の管理、工程表及び参考図面を記載したものを別途作成。</p>
工事写真撮影計画書	<p>○「写真管理基準」に基づき、管理目的（施工・品質・出来形）に応じた適切な撮影項目、撮影時期、撮影頻度について記載。</p>
事前調査結果	<p>○事前調査の結果を記載。</p>
その他	<p>○その他監督職員が指示した事項、あるいは重要な事項について必要により記載。</p> <p>○共通仕様書において施工計画書の提出が指示されている事項について記載。</p>

2. 施工計画書の作成にあたっては、次の各項によるものとする。

(1) 書類のサイズは、日本産業規格A4とする。

(2) 添付図面及び工程表等は、判読できる程度の縮尺とし、A4版のサイズに合わせて折り

込むものとする。

(3) 記載項目(目次)ごとに、原則として改頁するものとする。

(4) 施工計画書は、原則として一冊に製本するものとする。なお、各種計算書等については、必要に応じて分冊することができるものとする。

(5) 頁番号を記載すること。

3. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督職員に提出するとともに、提出した履歴について記録を残さなければならない。

4. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

5. 受注者は、施工に際し、監督職員に提出した施工計画書と同じものを常に携行しなければならない。

6. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに創意工夫・社会性等に関する実施状況(所定様式)により提出することができる。ただし、事前に施工計画書に工夫、改善点、効果等の提案内容を記載するとともに、関係資料等を監督職員に提出しなければならない。

7. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 受注者は、事前に段階確認に係る予定を施工計画書に明記し、監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

(2) 受注者は、段階確認に係る報告書を監督職員に提出しなければならない。また、承諾結果や報告書等は適切に保管し、工事検査時に提出しなければならない。

(3) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

(4) 配水管工事においては、次の時点における監督職員による確認を行う必要があるため、確認する箇所や頻度を工事着手前に提出する施工計画書にて明記すること。

①FK試験

②配管布設状況

③使用材料承諾関係書類確認

④埋戻材料のサンプル採取

⑤月報確認

⑥完成図書類確認

8. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

1-1-1-8 コリNZへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実

績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を登録内容確認システムにより、監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、この登録に係る発注機関名は「大阪市水道局」とする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督補助者へメール送信される。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから監督補助者にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-9 工事用地等の使用

1. 受注者は、局長から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等について、必要な届出を行うとともに適正に維持・管理を行うものとし、目的外に使用してはならない。
2. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め、又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、直ちに局長に返還しなければならない。工事の完成前に局長が返還を要求した場合も速やかに局長に返還しなければならない。
3. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
4. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
5. 局長は、第1項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して局長に異議を申し立てることができない。

1-1-1-10 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める着工期日以降30日以内に着手しなければならない。

1-1-1-11 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、局長が自ら、又は局長が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、局長は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が局長の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工事完成検査後においても同様とする。

- (1) 調査票を作成するにあたり、調査説明会に出席したうえ必要事項を正確に記入し、その後の会場調査で局長に提出する等、必要な協力をしなければならない。
 - (2) 会場調査後に局長等からの問い合わせや、事後訪問調査の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請負契約（委託契約を含む）を締結する場合には、その下請受注業者（二次以降全ての下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が局長の実施する諸経費動向調査、施工形態動向調査及び施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工事完成検査後においても同様とする。
 4. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、調査・試験等の成果を発表する場合は、事前に局長に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-1-12 低入札価格調査工事

1. 受注者は、局長の定める大阪市水道局工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領（以下「低入札調査要領」という。）第5条に規定する調査基準価格を下回る価格で工事を受注した場合、次の第2項から第5項までに掲げる措置をとらなければならない。ただし、これらの措置に要する費用は、受注者の負担とする。
2. 受注者は、「1-1-2-3 施工体制台帳」に規定する施工体制台帳及び施工体系図の提出に際して、監督職員からその内容のヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
3. 受注者は、「1-1-1-7 施工計画書」の提出に際して、監督職員からその内容のヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
4. 監督職員が、前2項の施工体制台帳及び施工体系図、施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札調査要領第10条に規定する低入札価格調査根拠資料、又は低入札調査要領第11条に規定する調査時の内容と異なる場合、受注者は、その理由等について明らかにするものとし、低入札価格調査根拠資料の変更についての理由書を作成し、監督職員に提出のうえ、当該変更に係る承諾を得た後に施工を行わなければならない。
5. 受注者は、監督職員が指示する事項について、施工管理計画を策定し、監督職員にその確認を受けて施工を行うものとし、適切に施工管理を行わなければならない。

1-1-1-13 設計図書の変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して局長が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、局長が修正することをいう。
2. 受注者は、契約書第19条第1項に規定する確認を請求した結果、設計図書の訂正又は変更

が必要となる場合は、設計変更協議書に関係図面、数量計算書及び参考資料等を添付した書類（以下「設計変更協議書類」という。）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3. 監督職員は、契約書第19条第4項に規定する設計図書の訂正又は変更、契約書第20条に規定する設計図書の変更、契約書第31条第1項に規定する請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う必要がある場合は、設計変更実施指示書により受注者に通知を行うものとする。
4. 前項の設計変更実施指示書を受けた受注者は、設計変更実施請書（所定様式）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-14 工期変更

1. 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第41条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の規定に基づく工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

ただし、監督職員から請求があった場合、受注者は事前協議に第2項に規定する変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料の当該写しを提出しなければならない。

2. 受注者は、前項に規定する事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、契約書第23条第1項の規定に基づき、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条2項の規定に基づく協議開始の日までに工期変更の協議書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-15 支給品

1. 受注者は、支給品（契約書第16条第1項に規定する支給材料及び貸与品をいう。以下同じ。）を受けた場合は、適正に管理しなければならない。
2. 受注者は、契約書第16条第1項の規定に基づき、支給材料を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した支給材料伝票を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 支給品の引渡場所及び引渡時期については、設計図書の定め、又は監督職員の指示によるものとする。
4. 支給品を受領した場合、支給材料受領書又は借用書を作成のうえ、7日以内に提出しなければならない。
5. 受注者は、当該支給材料の管理を適切に行うため、管理責任者及び保管状況について、支給材料管理責任者選任通知書及び支給材料保管場所届出書（所定様式）を提出しなければならない。
6. 受注者は、支給材料の品目、数量等について、9月末時点及び年度末時点における棚卸を実施し、物品現在高調査表（所定様式）により監督職員に報告を行うこと。
7. 受注者は、支給材料の使用及び保管の状況を記録した受払簿を備え付け、常にその残高数

を明らかにしておかなければならない。また、監督職員から提出を求められた場合は、受払簿を監督職員に提出しなければならない。

8. 受注者は、契約書第16条第9項に規定する不用となった支給品の返還については、工事完成日（完成前であっても工事工程上支給材料の精算が行えるものについては、その時点）までとし、支給材料は品名、数量、品質、規格又は性能を記した支給材料返納関係書類を作成のうえ、監督職員に提出し、その指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで支給品の損失（紛失、盗難、変質あるいは破損等をいう。）に対する責任を免れることはできない。
9. 受注者は、支給品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
10. 受注者は、支給品を他の工事に流用してはならない。
11. 支給品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
12. 材料の支給及び保管については、次の各号の規定による。
 - (1) 支給品は、設計図書に基づき、局長が受注者に支給するものとする。
 - (2) 支給品の運搬並びに保管は、その機能を損なわないようゴム類や内面エポキシ樹脂粉体塗装面に直射日光を当てないようにするとともに、管類の端部を遮蔽する等、受注者の責任において行うものとし、その取扱いは慎重に行わなければならない。
 - (3) 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、下記のとおり配積し、これを保管しなければならない。

(配積方法)

 - ①管の下には木材を敷く。
 - ②受け口と挿し口を交互にして積み、受け口部で隣の管を傷つけないようにする。
 - ③両端には、必ず歯止めをする。
 - (4) 支給品にき損等の事故が発生した場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
13. 受注者は、支給した直管類の変形使用残管及び仮配管、洗浄排水に使用した材料についてはすべて受注者の責任において処分するものとする。
14. 直管の切管使用について、支給品の直管を切管として使用する場合は、最も経済的な切管として使用しなければならない。

1-1-1-16 工事現場発生品等

1. 受注者は、工事施工に伴って発生する現場発生品及び撤去品等の処理については設計図書によるものとし、不用品処分報告書（所定様式）を作成のうえ、監督職員に提出しなければならない。また、自由処分及びスクラップ処分と設計図書で指定されているものであっても処分先を明確にしなければならない。
2. 受注者は、機器類の撤去品については、前項に規定する不用品処分報告書に引き渡し先若しくは処分地先等の必要な事項を記載するものとする。
3. 受注者は、上記1項以外のもので発生した場合にも、不用品処分報告書を作成のうえ、監督職員に提出しなければならない。なお、監督職員が引き渡しを指示したものについては、

監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。また、自由処分と監督職員が指示した場合であっても処分先を明確にしなければならない。

1-1-1-17 部分使用

1. 局長は、受注者の同意を得て工事目的物の全部又は一部を部分使用できるものとする。
2. 受注者は、局長が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、「1-1-5-3 監督職員による検査（確認を含む）及び立会」又は「1-1-5-6 部分払検査」による検査等を受けるものとする。

1-1-1-18 履行報告

1. 受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、工事履行報告書（所定様式）を作成し、工事契約締結後 21 日以内に予定工程と工事進捗予定（金額ベース）を記載したものを監督職員に提出しなければならない。また、工期が終了するまでの間、毎月 15 日までに実施工程に進捗状況を記載したものを提出し、契約変更時に予定工程の変更が必要な場合は、工事履行報告書にある予定工程欄に変更前後の工程が分かるよう変更工程（金額ベースの変更を含む。）に [] を付けて記載し、監督職員に提出しなければならない。
2. 工事履行報告書提出に際して、監督職員が報告書の内容確認のために、数量や工事工程写真など工事進捗状況を確認するための書類の提出を求めた場合は、受注者は速やかに必要書類を提出しなければならない。

1-1-1-19 工事関係者に対する措置請求

1. 局長は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 局長又は監督職員は、主任技術者（又は監理技術者）、及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-20 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、工事現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除くとともに、工事検査に必要な足場、はしご、安全施設類等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去しなければならない。

1-1-1-21 事故報告書

受注者は、工事の期間中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡及び通知するとともに、事故報告書（所定様式）を作成し、指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、その後における工事の施工中の安全が確保されるための措置について、局長の承諾を得た後、工事の施工を再開しなければならない。

1-1-1-22 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工において文化財の保護に十分注意し、工事従事者（下請負人又はその代理人若しくはその作業員他これに準ずるもの。以下同じ。）に文化財の重要性を十分認識させ、その保護に努めなければならない。工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、局長との契約に係る工事に起因するものとみなし、局長が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

1-1-1-23 諸法令等の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は、受注者の責任において行わなければならない。なお、以下に示す法令等は、改正された最新のものを適用運用しなければならない。

(1) 労働安全、雇用、健康保険、共済等

- ①労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ②労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ③じん肺法（昭和35年法律第30号）
- ④雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- ⑤労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- ⑥健康保険法（大正11年法律第70号）
- ⑦中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- ⑧下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ⑨建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- ⑩作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- ⑪出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）
- ⑫石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
- ⑬酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- ⑭職業安定法（昭和22年法律第141号）
- ⑮最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ⑯労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

(2) 道路、河川、海上、公園、軌道、航空、文化財等

- ①道路法（昭和27年法律第180号）
- ②道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ③道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ④道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ⑤河川法（昭和39年法律第167号）
- ⑥海岸法（昭和31年法律第101号）
- ⑦都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ⑧港湾法（昭和25年法律第218号）

- ⑨公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
- ⑩軌道法（大正10年法律第76号）
- ⑪文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ⑫駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ⑬港則法（昭和23年法律第174号）
- ⑭漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）
- ⑮河川法施行法（昭和39年法律第168号）
- ⑯電波法（昭和25年法律第131号）
- ⑰砂利採取法（昭和43年法律第74号）

（3）環境、危険物、廃棄物等

- ①環境基本法（平成5年法律第91号）
- ②火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- ③大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ④騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ⑤振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ⑥水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑧資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ⑨土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ⑩大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- ⑪建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑫国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ⑬ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- ⑭エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ⑮土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）
- ⑯特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）
- ⑰悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑱農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ⑲宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

（4）各種事業法等

- ①水道法（昭和32年法律第177号）
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）
- ③消防法（昭和23年法律第186号）
- ④下水道法（昭和33年法律第79号）
- ⑤電気事業法（昭和39年法律第170号）

- ⑥ガス事業法（昭和29年法律第51号）
 - ⑦電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
 - ⑧警備業法（昭和47年法律第117号）
 - ⑨電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
 - ⑩電気工事士法（昭和35年法律第139号）
 - ⑪電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）
 - ⑫製造物責任法（平成6年法律第85号）
- (5) 都市計画、建築、測量等
- ①測量法（昭和24年法律第188号）
 - ②都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - ③建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) その他
- ①著作権法（昭和45年法律第48号）
 - ②公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
 - ③大阪市条例及び同規則
 - ④公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
 - ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ⑥技術士法（昭和58年法律第25号）
 - ⑦行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
 - ⑧高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
 - ⑨その他関係諸法令・規則
2. 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
3. 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要車両の諸元について、当該法律を遵守しなければならない。なお、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であり、やむを得ず限度超過車両を通行させる場合は、道路法第47条の二の規定による許可を事前に道路管理者より得なければならない。
4. 受注者は、諸法令や諸法規等を遵守し、これらに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
5. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令等に照らし不相当である、あるいは矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。
6. 以下の安全管理に関する法令に関連する作業を実施する際には、法令を遵守し施工すること。
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）（平成5年建設省経建発第1号）：土留工の設置（掘削深1.5m超は土留工を施すこと）
 - ・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）：高所作業での転落防止対策の実施
 - ・労働安全衛生法：労働災害を防止するための管理を必要とする作業の実施

- ・クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）：吊荷の下に入らないこと
なお、土木工事安全施工技術指針で定める「すかし掘り」は危険な施工であるため禁止する。

1-1-1-24 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事施工にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のとおり実施しなければならない。
2. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。ただし、関係官公庁及びその他の関係機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、随時監督職員に報告しなければならない。
3. 受注者は前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した書面により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。ただし、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
6. 受注者は、施工に先立ち、地域住民等に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事の円滑な遂行を図らなければならない。
7. 受注者は工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
8. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。また、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
9. 受注者は、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合は、自らの責任において行うものとする。これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前に報告しなければならない。
10. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう書面（議事録等の作成を含む）等で明確にしておくとともに、その状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
11. 受注者は、工事を施工するための現場事務所等を設置する場合、火災予防条例に基づき事前に監督職員の確認を得たうえで、当該場所を管轄する消防署と協議し確認を行い、「工事を施工するための現場に設ける事務所等の届出書」（大阪市）又は「防火対象物使用開始届」（大阪市以外）を、使用開始の7日前までに消防署長あてに届出しなければならない。（大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第58条、守口市門真市消防組合火災予防条例（昭和36年守口市門真町消防組合条例第4号）第43条、枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和37年条例第44号）第43条）

1-1-1-25 電力・水道等

施工に必要な電力・用水・燃料その他の消耗品及びその引込みに必要な手続き諸費用については、設計図書に定めがない限りすべて受注者の負担とする。

1-1-1-26 現場事務所

1. 受注者は、現場事務所、休憩所及び仮設トイレ等の設置にあたり、それに係る営繕を適切に行わなければならない。
2. 受注者は、仮設現場事務所を設置する場合、建築基準法を遵守のうえ、自らの責任において設置しなければならない。ただし、監督職員から設置関係書類の提示を請求された場合は、これに従うものとする。
3. 受注者は、監督職員詰所を設置する場合、設置場所及び設備等を記載した計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

1-1-1-27 提出書類

1. 受注者は、必要な関係書類を設計図書に定める様式に基づき作成し、指定期日までに提出しなければならない。なお、提出書類の用紙サイズは、局長交付用紙、又は監督職員が指示する場合を除き、日本産業規格（A判）の規格寸法によるものとする。
2. 契約書第1条第5項の規定による書面は、契約図書の定め、又は局長若しくは監督職員の指示がある場合を除き、工事打合せ簿（所定様式）によるものとする。
3. 受注者は、工事施工に必要な関係書類（工事打合せ簿及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む。）を常に整備し、監督職員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。
4. 受注者が、監督職員又は局長に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者においてその様式を定め、提出するものとする。ただし、監督職員又は局長がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
5. 受注者は、書類の提出又は提示を監督職員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類（監督職員からの返還書類含む。）は一括して保管しておくものとする。
6. 受注者は、成果品を電子的手段により引き渡す場合には、次の各号に掲げる事項に基づき作成された成果品等（以下「電子納品」という。）としなければならない。なお、電子納品にあたっては監督職員の指示に従うこと。
 - (1) 電子媒体はCD-R又はDVD-Rを原則とし、必要な文字、数値等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
 - (2) 数量計算書、報告文書等に用いる電子データは、Word、Excelにより作成することを原則とし、かつ大阪市水道局各電子データ処理環境（以下「大阪市水道局システム環境」という。）にて適正に動作確認ができなければならない。また、事前に作成する電子データが大阪市水道局システム環境に対応可能であることを監督職員に確認しなければならない。
 - (3) 図面電子データは、大阪市水道局システム環境にて動作確認できる形式を原則とする。また、事前に、作成する電子データが大阪市水道局システム環境に対応可能であること

を監督職員に確認しなければならない。

- (4) 受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピュータウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものであるとともに、最新のウイルスに対応出来るよう、常に更新されたものを利用すること。
- (5) 電子媒体には、「工事名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「工事名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。
- (6) その他、電子納品の作成に係る詳細な要領及び仕様については、仕様書又は監督職員の指示による。

1-1-1-28 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合は、直ちに損害発生通知書（所定様式）により、監督職員に通知するものとする。
2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般の物件にも影響を及ぼしたと認められる場合をいう。
3. 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-29 施設等の管理責任

1. 工事により完成した施設等は、検査によって工事の完成を確認した後であっても引渡しが完了するまで受注者の責任により管理するものとする。
2. 同一の工事現場で2社以上の受注者が同時に施工する場合は、これらの受注者は相互に協力し、工事により完成した施設等を管理しなければならない。
3. 受注者は、前2項に規定する管理範囲、又は工事の施工・作業占用範囲に発注者の供用等施設がある場合、局長の当該管理行為を妨げないものとする。当該管理行為にかかる受注者への指示は、原則として監督職員が行うものとし、緊急を要する場合はこの限りでない。

1-1-1-30 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等が対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき局長に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、局長と協議しなければならない。

3. 局長が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、局長はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-1-31 工事従事者の管理

1. 受注者は、工事従事者（下請負人、その代理人又はその作業員他これに準ずる者を含む。以下同じ。）の雇用形態、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分把握し、適正な労働条件を確認しなければならない。
2. 受注者は、工事従事者に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
3. 受注者は、工事従事者が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
4. 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合は、直ちに監督職員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けるものとする。

1-1-1-32 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、契約書第48条の規定に基づき火災保険・自動車保険・工事保険・組立保険・法定外の労災保険・その他の損害保険等に参加・付保しなければならない。ただし、保険等に付すべき対象は、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 保険対象は、請負契約の対象となっている工事全体とする。
 - (2) 被保険者は、発注者、受注者及び工事従事者とする。
 - (3) 保険金額は、請負代金全額とし、支給品がある場合はその金額を加えるものとする。
 - (4) 保険期間は、工事着手のときから工事目的物の引渡しまでの期間とする。
 - (5) その他設計図書に定める事項
2. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で、工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を加入・付保しなければならない。
3. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、工事従事者が、これらの該当する保険に加入していることを確認しておかなければならない。
5. 受注者は、工事従事者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
6. 受注者は、労災保険加入証明願（所定様式又は労働基準監督署指定様式による。）を契約締結後21日以内に、監督職員に提出しなければならない。また、工期を延期する場合は、その契約変更後10日以内に同様に提出しなければならない。

7. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、工事請負代金額2,000万円（建築工事については3,000万円）以上の工事について、共済証紙購入枚数説明書（建設業退職金共済制度の掛金収納書含む）（所定様式）を工事請負契約締結後1か月以内に監督職員に提出しなければならない。契約変更時及びその他事後購入時についても、変更後10日以内に、監督職員に提出しなければならない。また、共済証紙を購入しない場合についても、その理由を記入した共済証紙購入枚数説明書を監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、前項に規定する工事について、共済証紙の受け払い状況を明らかにした帳簿（前項に規定する共済制度に該当する下請負人の同帳簿の写しを含む。）を備え付けるものとし、監督職員の請求がある場合、また工事検査時に当該帳簿（写し可）を提示しなければならない。
9. 第7項に規定する受注者は、工事完成日までに、共済証紙購入・貼付枚数最終報告書及び建設業退職金共済制度加入調査表（所定様式）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-33 現地調査

受注者は、工事を安全かつ迅速に進めるために、工事着手に先立ち、次の各号に掲げる必要な調査を実施し、その結果を工事に反映させなければならない。なお、監督職員の請求があった場合は、各埋設物の配置図、試験掘成果図、試験掘写真及び地上物件の調査写真等を取りまとめた調査結果報告書を速やかに提出しなければならない。

1. 沿道調査

- (1) 受注者は、工事施工により第三者の建物等に損害が生じるおそれのある場合、当該物件を着手日前の状態を調査（事前調査）しなければならない。
- (2) 受注者は、沿道家屋等の出入口の状態（車の出入口、将来計画の有無、出入口の位置や幅並びに工事計画高さとの高低差）並びにその使用実態を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、深い掘削を行う場合や深い基礎を施工する場合、周辺の井戸等の位置及び使用実態を調査しなければならない。

2. 地下埋設物調査

地下埋設物とは、埋設管、ケーブル、人孔等それらの付属物及び地下に構築された構造物、地上構造物の基礎及びアンカー、埋蔵文化財等とする。

- (1) 受注者は、地下埋設物の存在が予想される場所においては、埋設物管理者と十分協議し、埋設物管理者等の立会及び保管する台帳等に基づいて、人力により試験掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。
- (2) 受注者は、工事施工中において管理者の不明な埋設物が露出した場合、埋設物に関する調査を再度行い、関係する管理者の立会を求めて、安全を確認した後に処置しなければならない。
- (3) 受注者は、工事施工中地下埋設物の十分な保安全管理を行い、工事中の損傷及びこれによる災害の防止に努めなければならない。

3. 地上物件調査

受注者は、工事施工に係る電柱、電線、信号機、人孔、道路標識、路面標示等の物件並びにその他の路上施設、不法占用物件等を調査し、位置と高さを平面図に記入し、必要に応じて管理者と協議しなければならない。

4. 土質調査、交通量調査

受注者は、監督職員が指示した場合に、土質調査、交通量調査等を実施しなければならない。

5. 写真撮影

現地調査に伴う写真撮影は、工事名称、場所、内容、寸法、年月日等を記入した黒板を添えて撮影しなければならない。

6. 調査結果報告書の常備及び周知徹底

受注者は、調査結果報告書について、現場にも常備しておかなければならない。なお、調査結果については、工事従事者全員に周知徹底しなければならない。

1-1-1-34 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため、必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できる。

1-1-1-35 個人情報管理取扱いの徹底

1. 受注者は、工事の実施にあたり取り扱う個人情報については、次に掲げる事項を遵守して個人情報の漏えい、紛失等の事故防止に努めなければならない。

(1) 個人情報の明確化

工事において取り扱う個人情報について、種類、書類名等を明確にしなければならない。

(2) 作業手順の策定

個人情報を取り扱う作業において、個人情報の持ち出しや送付における作業手順を策定しなければならない。また、作業手順の策定にあつては、個人情報が適切な取り扱いが行われたことを確認、記録化（いつ、だれが、どの書類を、どこへ持出したか（送付したか）、紛失することなく持ち帰ったか（誤送付防止確認を行ったか））できる手法を検討しなければならない。

なお、個人情報については、その保護が極めて重要であることから次に示す具体的な措置を検討することとする。

- ・個人情報の保管場所は、事務所内の施錠できる場所に定め、持ち出し時以外は常時当該箇所に保管しなければならない。
- ・作業手順作成の際、業務フローを作成し、個人情報を取り扱う作業を明確にしなければ

ならない。

また、管理簿等作成し、取扱責任者が一元管理をしなければならない。

上記によりがたい場合は、受注者及び局長の双方が個人情報保護方法について協議し、工事打合せ簿により、取扱方法を定めることとする。

(3) 個人情報取扱責任者の選任

工事において、適切な個人情報管理を行うための責任者を選任しなければならない。

(4) 個人情報取扱責任者の責務

個人情報取扱責任者は、工事において取り扱うすべての個人情報が適切に管理取り扱われるよう管理監督するとともに、従事する作業員等への指導教育を行うなどして、個人情報の漏えい、紛失等の事故の防止に努めなければならない。

(5) 教育訓練の実施

受注者は下請負人や再委託先を含め、個人情報を取り扱う作業従事者全員に、個人情報管理に係る教育を定期的に行い、実施状況を監督職員へ報告しなければならない。

(6) 連絡体制

個人情報の漏えい、紛失事故が発生した場合の緊急連絡体制を構築するとともに、万一、事故が発生した場合にはただちに監督職員へ報告しなければならない。

2. 個人情報漏えい等事故防止計画書の作成

(1) 受注者は個人情報管理に係る前項(1)から(6)の内容について、実施計画を策定し、計画書として監督職員へ提出しなければならない。

(2) 受注者は前項(2)で確認、記録化を行った書類を局長が必要であると認めるときは遅延なく提出しなければならない。

1-1-1-36 水安全方針の周知徹底について

受注者は、施工に際して「参考資料編6、水安全方針」を参照し、その内容を工事従事者に周知徹底しなければならない。

第2節 施工体制

1-1-2-1 現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）等

1. 受注者は、契約書第11条の規定に基づく現場代理人、主任技術者（又は監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者（設計図書に定める有資格者を含む。以下同じ。）（これらを総称して以下「現場代理人等」という。）について、現場代理人及び主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者通知書（所定様式）を作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人等を変更したときは、現場代理人等変更理由通知書（所定様式）を提出（変更が生じたときから10日以内）しなければならない。

2. 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事（この場合において、建設業法に規定される建設工事を含む。）に従事させてはならない。（関連工事における随意契約を除く。）また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、

営業所に置く専任の技術者でないものとする。

なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

3. 受注者は、局長が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書（所定様式）（本条において「経歴書」という。）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書（所定様式）（下記に示す公的に雇用関係を証する書類のいずれかの写しを添付する。以下同じ。）（本条において「届出書」という。）を作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。
 - 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたこと分かるもの)
 - 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - 市区町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
 - 監理技術者資格者証
4. 受注者は、第1項に規定する主任技術者及び専門技術者（以下「主任技術者等」という。）について、経歴書及び届出書を作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、主任技術者等を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。
5. 受注者は第1項に規定する監理技術者について、経歴書及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書（所定様式）を作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。
6. 元請の監理技術者に関し、これを補佐する者（監理技術者補佐という。）を専任で置く場合は、専任特例2号の適用により、大阪市発注の工事（工事現場が大阪市内に限る。）を2件まで兼任できるものとする。

ただし、次に示す工事については専任特例2号の適用対象外とする。

 - (1) 総合評価高度技術提案型方式により入札を行う工事
 - (2) 低入札価格調査制度適用工事
 - (3) あらかじめ公告文等において明示する維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）
7. 監理技術者補佐の要件は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。
8. 受注者は、契約書第11条第2項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していることをいう。

9. 局長は、第2項から第4項に規定する現場代理人等の雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加資格停止等の措置を行うものとする。
10. 現場代理人、監理（主任）技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、施工計画打合せ時に、その本人確認ができる公的証明書等（国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、免許証、許可証、資格証明書等で、いずれも顔写真入りのものに限る）を監督職員に提示しなければならない。ただし、提示すべき公的証明書等を所持していない場合は、監督職員と協議し本人確認が出来る書類等を提示しなければならない。

1-1-2-2 工事の下請負

1. 受注者は、契約書第7条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）の定めに基づき、工事を一括して、他人、又は建設業を営む者等の第三者（以下「下請負人」という。）に請け負わせてはならない。
2. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、契約書第8条の規定に基づき、下請負人契約通知書（当初・変更）（所定様式）を作成し、下請負契約締結後10日以内に監督職員に提出しなければならない。また、下請負人（二次以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）を変更したときは、その理由を付し同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。
3. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - （1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - （2）下請負人が、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中でないこと。
 - （3）下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
 - （4）下請負人は、建設業法に違反する者でないこと。
 - （5）受注者は、下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省）に基づき、下請負人と対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。
4. 受注者は、局長又は監督職員及び官公署等からの指示事項等を受けた場合は、全ての下請負人に周知しなければならない。
5. 受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。）の加入状況を確認するとともに、作業員名簿（所定様式）（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）を作成し、施工体制台帳に添付して監督職員に提出しなければならない。
6. 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を社会保険等未加入状況報告書（所定様式）により局長に報告するとともに、未加入である旨を局長が社会保険等担当機関に通報することを周知しなければならない。

1-1-2-3 施工体制台帳

1. 受注者は、下請負契約を締結した場合は、建設業法第24条の8の定めに基づき、施工体制台帳（「下請負人に関する事項」「再下請負通知書」を含む）（所定様式）を作成し、工事

現場に備えるとともに、下請契約締結後10日以内に入札契約適正化法第15条第2項の定めに基づき写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 受注者は、前項に規定する施工体制台帳に建設業法施行規則に定められる添付書類を添付しなければならない。

3. 受注者は、建設業法第24条の8の定めに基づき、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図（所定様式）を作成するものとするが、工事現場の安全管理の向上に資するため、警備業者も下請次数にかかわらず全て記載すること。なお、警備業者については、施工体制台帳の作成を不要とする。

作成した施工体系図は、入札契約適正化法第15条第1項の定めに基づき、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、下請契約締結後10日以内に写しを監督職員に提出しなければならない。

4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度監督職員に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

5. 受注者は、施工体制台帳に添付する「下請負契約に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し」について、その写しを監督職員へ提出すると同時に、原本の内容の確認を受けなければならない。

1-1-2-4 施工体制の確認

受注者は、下請負契約の請負代金額に関わらず、配置予定技術者等の配置状況その他工事現場の施工体制が、施工体制台帳、施工体系図及びその他の提出書類の記載に合致しているかどうかの確認を監督職員から求められた場合は、これに応じなければならない。

1-1-2-5 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注業者（以下「受注業者」という。）と相互に協力し、工事を円滑、かつ安全に施工しなければならない。なお、受注業者との打合せ事項等は関係資料を添えて、監督職員に提出しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-2-6 工事の一時中止

1. 局長は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、「1-1-1-34 臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の継続が不適當又は不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の継続を不適當と認めた場合。

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の継続が不適當又は不可能となった場合。

(4) 第三者、受注者、工事従事者及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合。

2. 局長は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。
3. 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。
また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
4. 以下の項目に該当する25日相当日の車線規制を伴う昼間路上工事については、工事を抑制しなければならない。

(1) 実施日

毎月の25日。ただし、25日が土日祝日の場合は、その前の平日に振り替える。なお、天候等により工事を行わなかった場合には、別日に振り替える必要はない。

(2) 対象工事

車線規制を伴う工事。ただし、以下の工事は除く。

- ①切り回し等により工事前の車線数が確保されている場合。
- ②緊急に工事を行う必要のある場合。
- ③地元等との調整の結果、やむを得ず当該日に工事を行う必要のある場合。
- ④路線清掃等の移動を行う場合。ただし、交通規制を伴う除草、剪定作業は中止の対象とする。
- ⑤上記以外で特別の事情による工事を行う必要がある場合。

(3) 対象路線

大阪市内の路上工事縮減対策対象道路の詳細について、受注者は監督職員に確認しなければならない。

第3節 施工管理

1-1-3-1 建設副産物

1. 受注者は、工事の施工にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン及び大阪市建設リサイクルガイドラインの記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
2. 受注者は、建設副産物対策として、発生抑制を考慮した工法・資材の採用、処理方法に応じた分別の徹底、破碎・脱水・乾燥等による減量化に努めなければならない。
3. 受注者は産業廃棄物の適正処理を計画的かつ効率的に行うものとし、工事現場から発生する産業廃棄物の処理計画について、種類ごとの発生量と分別・保管・運搬・中間処理・最終処分等の方法を施工計画書に記載しなければならない。
4. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書の定めによるものとする。設計図書に定めがない場合には、監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

5. 受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。
- (1) 再資源化施設等、最終処分場に建設発生土及び産業廃棄物を搬入する前に、委託契約書（搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理又は最終処分業者との契約書）の写し及び収集・運搬業者、中間処理、又は最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。
 - (2) 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬出報告書（所定様式）を作成し、受渡確認表を添付のうえ、監督職員に提出しなければならない。
 - (3) 受注者は、工事の施工に伴って発生する有価物（スクラップ等）の処理については設計図書のとおり定めによるものとし、不用品処分報告書を作成のうえ、監督職員に提出しなければならない。
 - (4) 建設副産物のうち、建設発生土を再資源化施設等又は最終処分場に搬入する前に、建設発生土搬出先施設届出書（所定様式）を施工計画書に添付しなければならない。
 - (5) 建設発生土について、毎月一回、処分実績に基づいて残土処分明細報告書（所定様式）を作成し、計量伝票を添付のうえ、監督職員に提出しなければならない。なお、搬出先事業者が発行する計量伝票には、受注者名・工事名称が記載されていることとする。
6. 受注者は、請負代金額が一定額（100万円）以上の場合で、特定建設資材（加熱アスファルト混合物等）又は土砂、碎石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を第8項に規定する指定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、請負代金額が一定額（100万円）以上の場合で、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など）、建設廃棄物（その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥（泥水を含む。）、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど）又は建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を第8項に規定する指定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用〔促進〕計画書」という。）を作成した場合には、作成した再生資源利用〔促進〕計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。なお、再生資源利用〔促進〕計画書（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版については、国土交通省のホームページに掲載の様式を使用すること。
9. 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画書を作成した場合には、前2項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書（所定様式）及び再生資源利用〔促進〕実施書（指定様式）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-3-2 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が「第6編 施工管理基準」の規定及び設計図書の定めに適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 受注者は、工事期間中、工事現場内の整理整頓及び周辺の美化に努めなければならない。
3. 受注者は、工事の施工に先立ち工事現場、又はその周辺の一般通行人等公衆の見やすい場所に、工事名、工事内容、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板及び諸法令等に定める各標識（建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を含む。）を設置し、工事現場施工完了ごと、交通規制（工事に伴う道路占用をいう。）解除ごと、又は監督職員の指示がある場合はその都度、速やかに標示板等を撤去しなければならない。ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。
4. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合は直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者は自らの負担で原形に復元しなければならない。
5. 受注者は、設計図書に定める出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事検査及び現場確認検査若しくは中間技術検査時までに監督職員に提出しなければならない。ただし、それ以外でも監督職員からの請求があった場合は、直ちに提示し確認を受けなければならない。なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、当該規格値及び管理頻度等を施工計画書に記載し、施工管理を行うものとする。
6. 受注者は、前項の施工管理・測定（試験）状況について、写真記録にて整備を行わなければならない。
7. 監督職員は次の各号に該当する場合、設計図書の定めに示す品質管理の測定試験頻度及び出来形管理の測定密度（頻度）を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
 - （1）工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - （2）管理試験結果が限界値に接近した場合
 - （3）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - （4）前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

1-1-3-3 環境対策

1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（以下「騒音振動対策技術指針」という。）（技術関係集参照）、関係法令及び仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書の定めで使用を義務付けている場合には、低騒音型建設機械の指定に関する規程に基づき指定され

た建設機械を使用するものとし、前項の規定と同様に、施行計画書にその使用を記載し、記録写真を監督職員に提出しなければならない。ただし、施工時期・工事現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種、又は対策をもって協議することができるものとする。

3. 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規則等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-1 排出ガス対策型建設機械一覧表

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別、に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機等） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン、ラフテレーンクレーン ・モータグレーダ	ディーゼルエンジン （出力7.5 kw以上～260kw以下） を搭載した建設機械に限る。

6. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用する場合、施工計画書に排出ガス対策型建設機械等の使用を記載し、監督職員の確認を受けるものとする。また、施工現場において使用する排出ガス対策型建設機械等の指定ラベル、工事現場状況がわかる様に写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。ただし、大阪市グリーン調達方針（改正された最新のものを適用する）に定める特定調達物品の使用、又は構築することが設計図書に定められている場合は、これを調達のうえ、施工しなければならない。

1-1-3-4 工事公害の防止

1. 受注者は、工事公害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、工事公害が予知され、又は発生した場合は、速やかに監督職員に報告し、その対策等について協議しなければならない。

1-1-3-5 車種規制非適合車の運行規制

受注者は、工事現場（局長の提供用地を含む。）に出入りする関係車両について、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）を遵守しなければならない。

1-1-3-6 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書において施工時間が定められていない場合で、発注者の休日や夜間等、監督職員の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員に連絡しなければならない。
3. 受注者は、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等に長期の現場作業を休工する場合及び、監督職員から指示があった場合は、工事現場の保安状況及び工事現場管理体制等を記入した休暇中の現場管理報告書（所定様式）を作成し、監督職員が指示する期日までに報告しなければならない。

1-1-3-7 工事測量

1. 工事の施工に際して支障となる官民境界等の境界明示（確定書類の貸与を含む。）は、局長において行う。
2. 受注者は、工事施工に際して公共基準点及び道路基準点が支障となるなど、各基準点の保全に影響がある場合は、監督職員に報告しなければならない。
3. 受注者は、工事契約後、速やかに必要な測量を実施するものとし、原則として測量標（仮B.M）を設置して用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。なお、測量標（仮B.M）を設置するための基準点は、監督職員の指示を受けるものとする。また、測量

結果については監督職員に提出しなければならない。

4. 前項に規定する受注者の測量結果が、設計図書に定められている数値と差異が生じている場合は、速やかに監督職員と協議を行うものとする。
5. 受注者は、測量標（仮B.M）の設置にあたっては、位置及び高さに変動のない場所へ設置しなければならない。
6. 受注者は、測量又は明示により決定された各工事計画線に対し、控杭を設置しなければならない。
7. 受注者は、工事の施工に必要な仮水準点、多角点、境界線の引照点等を設置した後、施工期間中は適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた際は、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
8. 受注者は、用地幅杭、公共基準点、道路基準点、測量標（仮B.M含む）、工事用多角点及び重要な工事用測量標の抜き取り、又は移設をしてはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、関係土地所有者等の承諾及び監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し、指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接する土地所有者と十分に協議を行い、紛争等が生じないようにしなければならない。
9. 受注者は、敷地境界付近の民間相互の境界杭等の有無についてよく調査し、移動させる必要がある場合、それぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。また、監督職員へ、事前調査、控え点設置、復元の各段階において速やかに報告しなければならない。
10. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
11. 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭、又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、局長及び道路管理者等の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
12. 受注者が測量に使用する機器は、十分な精度を有するものでなければならない。

1-1-3-8 仮設物等の管理

1. 受注者は、契約図書に特別に定めがある場合を除き、契約書第1条第3項の規定により、仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任において定めるものとする。ただし、必要な一切の手段は、設計図書の定めによる次の規定に適合するものでなければならない。
 - (1) 1-1-1-7 施工計画書
 - (2) 1-1-1-23 諸法令等の遵守
 - (3) 1-1-4-1 工事中の安全確保
 - (4) 1-1-4-7 交通安全管理
2. 受注者は、前項の規定により、自己の責任において定めた、仮設、施工方法等の施工管理及び監視・巡視等を行い、安全を確保しなければならない。また、その記録を整理しておか

なければならない。

1-1-3-9 作業予定等の報告

受注者は、翌日以降の作業内容などに関して、監督職員に事前報告のうえ、施工しなければならない。その際監督職員から作業内容などについて指示があればそれに従わなければならない。

第4節 安全管理

1-1-4-1 工事中の安全確保

1. 受注者は、工事に係る事故を未然に防止するための有効かつ適切な対策を講じなければならない。
2. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）（技術関係集参照）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課発、平成17年3月31日）（技術関係集参照）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
3. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
4. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号事務次官通達）（技術関係集参照）を遵守して災害の防止を図らなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守し、工事の安全を確保しなければならない。
 - （1）労働安全衛生法、同規則
 - （2）道路管理者、河川管理者、鉄道・軌道事業者及び警察署長等による工事許可条件・施工条件
 - （3）埋設物管理者等による施工条件等
 - （4）ガス爆発事故の防止に関する通達
 - （5）酸素欠乏症等防止規則
 - （6）高気圧作業安全衛生規則
 - （7）その他必要な事項
5. 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書の定めにより建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
6. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
7. 受注者は、災害防止のため、作業員の手配、資材及び機器の準備等について、特に監督職員の指示がある場合はこれに従わなければならない。また、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制

を確立しておかなくてはならない。

8. 受注者は、仮締切施設等の巡視及び点検を行わなければならない。なお、降雨等により付近に浸水のおそれが生じた場合は、監督職員との協議に基づき、その撤去等の措置を講じるものとする。
9. 受注者は、工事現場、材料置場及び作業場等に、工事関係者以外の者が、立ち入ることのないよう措置するものとし、フェンス、ロープ、保安施設等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。工事現場付近における事故防止のため一般の立入り禁止する場合は、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。また、受注者は、工事現場に危険防止のための仮囲い、柵、その他適切な保安施設を設置し、夜間には注意灯を点じ、設置期間中は常に保安施設を点検整備しなければならない。
10. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を点検・確保しなければならない。
11. 受注者は、現場事務所、作業員宿舍、休憩所等について作業環境等の必要な改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び工事現場周辺の美装化に努めるものとする。
12. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
13. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
14. 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講ずるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡及び通知しなければならない。
15. 受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
16. 受注者は、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
17. 受注者は、工事の実施に先立ち、監督職員及び埋設物管理者と工事の各段階における工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、十分協議しなければならない。
また、工事に対する関係官公署及び地下埋設物管理者等の回答書（写し）を確認し、その内容、工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、工事現場関係者全員（工事従事者を含む）に周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。
18. 受注者は、工事現場において杭、矢板等を打設し又は穿孔等を行う必要がある場合、埋設物がないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ3.0mまで試験掘を行い、それより深い所については確実な方法で探査しなければならない。埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行って、可能な限り露出させなければならない。

19. 受注者は、埋設物に近接して掘削を行う場合、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に注意するとともに、必要に応じて監督職員及び埋設物管理者と協議し、埋設物の保安上必要な措置を講じなければならない。
20. 受注者は、可燃性物質輸送管の埋設物付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。ただし、やむを得ない場合は、事前に監督職員及びその埋設物管理者と協議のうえ、施工確認を受けるとともに、保安上必要な措置を講じなければならない。
21. 受注者は、埋設物に関する緊急時の連絡先等を把握しておかなければならない。
22. 受注者は、地下埋設物等に異常を発見した場合は、応急措置を講じ、直ちに埋設物管理者に連絡し、その指示を受けるとともに監督職員に状況を報告しなければならない。
23. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡・通知し、当該損害を補償しなければならない。
24. 受注者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
25. 受注者は、浄水場等（取水場及び配水場を含む。以下同じ）構内における工事の安全衛生について、「5-1 安全衛生対策」を遵守しなければならない。
26. 受注者は、浄水場等の構内又は浄水施設に近接する工事において、浄水に直接又は間接に触れる可能性のある水道施設の工事を施工する場合には、有害な物質が浄水に混入しないよう、施工方法をあらかじめ十分検討しなければならない。特に、使用する材料の物性に応じて、当該物質の直接混入だけでなく、気化等による間接混入についても防止するための措置を講じなければならない。また、施工時においては、工事現場で前記に関して適切な措置がとられるよう十分に監督を行うなど施工管理の徹底を図り、併せて、工事期間中は臨時の水質検査を行って汚染がないことを確認するなど、水質管理に万全を期さなければならない。

1-1-4-2 安全管理組織

1. 受注者は、安全管理組織を設置し、安全施工の確保を図らなければならない。
2. 受注者は、労働安全衛生法及び中規模建設工事現場における安全衛生管理指針（労働省労働基準局長平成5年）を遵守し、工事現場の安全衛生管理体制を確立しなければならない。なお、統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者又は統括安全衛生責任者に準ずる者、店外安全衛生管理者に準ずる者は、工事関係者へ安全管理に関する事項の周知徹底、及び労働災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
4. 工事現場が同一箇所において2社以上の工事がある場合、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、監督職員から指名を受けた受注者はこれに従うものとし、安全衛生管理体制図を監督職員に提出しなければならない。

1-1-4-3 安全教育

1. 受注者は、就業前及び作業開始前には、工事関係者に対し、作業に関する安全教育及び指導を行わなければならない。また、建設機械の配置、作業場所及び作業方法等に変更が生じた場合も同様とする。
2. 受注者は、工事着手後、当該月の施工作业を対象とする作業員全員の参加により、毎月当たり合計4時間以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。ただし、1カ月間を超えて現場作業が行われない場合は、その期間の安全訓練等について中断させてもよいが、作業再開までに安全訓練を再開させること。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全訓練等として必要な事項
3. 受注者は、当該工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、又は安全訓練実施報告書（所定様式）を作成し、工事打合せ簿に添付して、実施月の翌月5日までに監督職員に提出しなければならない。

1-1-4-4 酸素欠乏症等防止対策

1. 受注者は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、必要な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、酸素欠乏症等（前項に規定する規則による）のおそれがある工事現場においては、酸素欠乏症等危険作業計画書（技術関係集参照）を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、酸素欠乏症等危険作業計画書に労働安全衛生法の定めにより選任した第1号の作業主任者名を明記しなければならない。また、酸素欠乏症等防止規則の定めにより第2号、第3号及び第4号の書類を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、監督職員の承諾を得て提出書類のうち第2号及び第3号の書類を省略することができる。
 - (1) 酸素欠乏等危険作業主任者
 - (2) 酸素濃度及び硫化水素測定事前調査報告書
 - (3) 酸素欠乏防止に伴う土質調査報告書
 - (4) 酸素及び硫化水素濃度測定記録（写し）

1-1-4-5 緊急時の体制

1. 受注者は、緊急時における体制を確立しなければならない。
2. 受注者は、緊急時連絡体制表を作成するとともに工事関係者に周知しなければならない。
3. 受注者は、緊急時に備えて、必要に応じて次の各号に掲げる機器材を常備しなければならない

ない。

- (1) 安全ロープ
- (2) 保安柵
- (3) 立看板（立入禁止、火気使用禁止等）
- (4) 携帯拡声器又はメガホン
- (5) 赤旗、注意灯、照明灯、強力ライト
- (6) 救急薬品
- (7) 消火器
- (8) その他必要な機器材

1-1-4-6 火災及び爆発の防止

受注者は、火気の使用については、次の規定によらなければならない。

1. 火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
2. 指定場所以外での火気の使用を禁止する等、措置を講じなければならない。
3. 受注者は、ガソリン、油類、可燃性ガス及び塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めるものとし、その保管及び取扱いについては関係法令の定めるところに従い、火災等の防止の措置を講じなければならない。
4. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等进行处理する場合は、諸法令等を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

1-1-4-7 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条の規定によって処置するものとする。
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、監督職員に提出するものとし、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、供用中の道路における工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員と打合せを行うとともに、道路管理者及び所轄警察署の許可条件若しくは施工条件のほか、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）及び工事現場における保安施設等の設置基準（技術関係集参照）に基づき、安全対策を講じなければならない。
4. 受注者は、設計図書の前記において指定された工事用道路を使用する場合は、その定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法

等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、局長が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

6. 受注者は、設計図書に他の受注業者（他事業者が施工する関連工事を含む。）と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注業者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、工事の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、所轄警察署の許可条件若しくは施工条件に基づく常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備、その他の障害物を撤去しなければならない。
8. 工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行、又はえい航する場合は、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合は、直ちにその物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に連絡及び通知しなければならない。
11. 受注者は、作業用船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに監督職員及び関係官公庁に連絡及び通知しなければならない。
12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路の通行は4.1m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

13. 受注者は、工事現場の状況、作業状況及び所轄警察署の許可条件・施工条件に応じて、次の各号に掲げるところにより交通誘導警備員を配置し、交通の安全を確保しなければならない。
- (1) 設計図書に定めがある場合
 - (2) 大阪府内において交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線（技術関係集参照）の場合、警備業法に基づく「警備員等の検定等に関する規則」の規定どおり、規制箇所ごとに、交通誘導警備業務検定合格者（1級又は2級）（以下「検定合格警備員」という。）を1名以上配置しなければならない。
 - (3) 「第6編 施工管理基準」に基づき、交通誘導警備員の配置状況が分かる写真を撮影し、工事写真帳に整備するものとする。大阪府内において交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線においては、当該工事現場に配置する検定合格警備員及び検定合格証の携帯状況が分かる写真を撮影しなければならない。
 - (4) 検定合格警備員を配置するうえで、監督職員に当該検定合格証の提示を求められたときは、これに協力しなければならない。
14. 受注者は、港長申請が必要な水域で工事を施工する場合、設計図書の定めに従って警戒船を配置するものとし、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 工事作業時には、警戒船を配置し、付近の航行船舶等に注意を喚起し、事故防止に努めなければならない。
 - (2) 警戒船の乗務員については、船長及び専従警戒要員を乗船させるとともに、専従警戒要員は、一定の経験を有し、かつ警戒業務に必要な技術を修得するための各種講習を受けている者とする。

- (3) 警戒船について、施工計画書に使用隻数、配置図、船名、船舶規格、乗務員数及び乗務員氏名（船長、専従警戒要員）の記載及び（2）に規定する講習に係る受講証の写しを添付しなければならない。
- (4) 警戒船配置にあたり、以下に示す写真を撮影し、工事写真帳に整備するものとする。
- ①配置隻数及び配置状況（可能な限り工事現場全景）がわかる写真
 - ②船名のわかる写真
 - ③乗務員数（船長、専従警戒要員）がわかる写真
 - ④工事現場において、専従警戒要員が受講証を携帯していることがわかる写真

第5節 工事検査及び工事請負代金等の請求

1-1-5-1 工事検査に係る共通事項

1. 局長は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
2. 受注者は、工事検査に「1-1-2-1 現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）等」に規定する現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）及び専門技術者を臨場させなければならない。
3. 受注者は、工事検査に必要な準備、用具類、機器類、安全施設類、交通誘導警備員等の人員などを提供するものとし、これに伴う費用を負担する。
4. 受注者は、工事検査で処置等指示を受けた場合は、監督職員と協議の上速やかに処置を行うとともに、手直し完了届を監督職員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

1-1-5-2 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来高数量の算出が必要な場合、工事現場施工完了ごと又は監督職員の指示の範囲ごとに出来形測量を速やかに実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量に基づき、設計図書等の定めに従って出来高数量の算出書類及び完成図（出来高資料を含む。以下同じ）を作成し、これらの書類を監督職員に提出しなければならない。ただし、これらの提出書類に誤りや不足等が無いことを受注者は、十分に精査・確認しておかなければならない。また、総価契約におけるこれらの提出書類は、原則として工期末40日前までに提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。
3. 完成図の提出について、監督職員から指示がある場合は、特別な理由がない限り、受注者は当該指示を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
4. 受注者は、第2項に規定する出来高数量及び完成図の提出後に、監督職員による検査（確認を含む）及び立会によって、工事目的物とこれらの書類の情報とに相違が無いことの確認を受けなければならない。ただし、立会について監督職員がその必要がないと認めるときは、

この限りではない。例外的に立会を不要とする場合、その必要がないと監督職員が認めた旨とその理由を工事打合せ簿に記すこと。

1-1-5-3 監督職員による検査（確認を含む）及び立会

1. 受注者は、設計図書の定めに従って、工事の施工について監督職員の検査及び立会を求める場合は、当該予定日の前日までに、監督職員と調整しなければならない。ただし、前日等に調整する場合は、監督職員の都合等により、受注者の希望する日に応じられない場合があることを留意しておかなければならない。なお、段階確認の場合にあっては、別に定める立会願を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、主要な工事段階の区切り等において、設計図書に定める箇所及び監督職員から指示する箇所については、監督職員の検査（確認を含む）及び立会を受けなければならない。また、着手関係書類については監督職員の確認を受けなければ工事着手を行ってはならない。
3. 監督職員は、工事が契約図書どおりに行われていることの確認を行うため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
4. 受注者は、監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供（受注者負担とする。）を行うものとし、工事記録写真、その他資料を整備のうえ、提出しなければならない。また、監督職員が製作工場において立会及び監督職員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供（受注者負担とする。）しなければならない。
5. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、各種条件等により、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
6. 受注者は、第1項から第3項に規定する監督職員による検査（確認を含む。）及び立会において現場処置指示を受けた場合は、その方法について監督職員の承諾を得たうえで速やかにこれを処置し、その完了が確認できる記録写真を添付のうえ、監督職員に報告しなければならない。処理完了写真は、監督職員の承諾を得て省くことができる。
7. 受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項及び第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1-1-5-4 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事を完成した時は次の各号に掲げる要件をすべて満たしたうえで、工事完成届（所定様式）を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に示されるすべての現場施工及び必要な提出書類（工事記録写真、出来形管理資料、強度確認試験、工事完成図及び工事報告書等）の整備が完了していること。
 - (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造（設計図書への追加、変更指示）が完了していること。

(3) 上記2項目について「1-1-5-3 監督職員による検査（確認を含む）及び立会」による検査を受けていること。上記検査において、監督職員より処置指示を受けた場合、その処置の完了の確認を含む。

(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を局長と締結していること。

2. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

3. 「1-1-5-1 工事検査に係る共通事項 第5項」に規定する修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

4. 工事完成検査は、既に検査を実施した範囲（部分払検査、中間技術検査及び監督職員による検査（確認を含む）等）についても検査対象とする。

1-1-5-5 指定部分の工事に係る完成検査（一部完成検査）

1. 受注者は、契約書第40条第1項の規定に基づき、当該指定部分の工事が完了したときは、工事一部完成（指定部分完成）届（所定様式）を監督職員に提出しなければならない。

2. 受注者は、工事一部完成（指定部分完成）届を監督職員に提出する際には、当該指定部分の工事について、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書に示されるすべての現場施工及び必要な提出書類（工事記録写真、出来形管理資料、試験成績書、工事完成図及び工事報告書等）の整備が完了していること。

(2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造（設計図書への追加、変更指示）が完了していること。

(3) 上記2項目について「1-1-5-3 監督職員による検査（確認を含む）及び立会」による検査を受けていること。上記検査において、監督職員より処置指示を受けた場合、その処置の完了の確認を含む。

(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を局長と締結していること。

3. 当該指定部分の工事に係る完成検査は、「1-1-5-4 工事完成検査 第2項及び第3項」の規定を準用する。

1-1-5-6 部分払検査

1. 受注者は、契約書第39条第2項の規定により部分払の確認の請求を行うときは、工事部分払（九分金）検査願（所定様式）を監督職員に提出し、部分払に係わる検査を受けなければならない。

2. 受注者は、契約書第39条の規定に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 工事の出来高に関する資料（中間検査出来形図等、出来高内訳書及び監督職員が指示する書類を含む。）を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - (2) 出来高の対象となった製品のうち、現場納入がされていない製品については、大阪市水道局契約規程第45条第4項の規定に基づき、発注者を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証書、損害保険証等を局長に提出しなければならない。
3. 契約書第39条の規定に基づく部分払に伴う出来高は、設計図書の定めに基づいて査定するものとする。
4. 受注者は、第1項に規定する部分払について、設計図書に定める工事記録写真、出来形管理資料、工事完成図及び工事報告書等の関係書類の整備を完了させ、同項に規定する検査に提出しなければならない。ただし、整備完了は監督職員の確認を受けていることをいう。
5. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうへ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1-1-5-7 中間技術検査

中間技術検査は、その対象案件に指定された工事に行うものとし、「1-1-5-1 工事検査に係る共通事項」（第5項を除く。）の規定を準用する。

1-1-5-8 契約の変更及び精算

1. 請負契約の方式

(1) 定額請負契約

定額請負契約において、次に掲げる契約内容の変更がある場合のほかは、契約金額を変更しない。

- ①設計図書に記載のない項目（以下「新項目」という。）につき履行の必要が生じた場合。
- ②設計図書に記載のある項目（以下「旧項目」という。）につき増減があった場合、又は履行の必要が全くなくなった場合。

(2) 精算請負契約

精算請負契約において、新項目について履行の必要が生じた場合は契約金額を変更し、また、局長が施工上必要と認めた出来高数量の増減については、契約単価により精算するものとする。

(3) 単価契約

単価契約において、局長が必要と認めた出来高数量の増減については、契約単価により精算するものとする。

(4) 総価契約

総価契約において、履行の結果、明細書記載の項目の数量に増減を生じた場合は、積算上の単価に基づき、請負金額との差額の多寡に関わりなく出来高数量により契約変更を行なうものとする。

第2章 材料

第1節 一般事項

1-2-1-1 適用

工事に使用する材料について、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

1-2-1-2 材料の品質及び検査（確認を含む）

1. 受注者は、工事に使用する材料について、使用に先立ち品名、製造会社、規格証明書、品質試験成績書、検査成績書等、品質を証明する資料並びに品質管理に関する資料を「使用材料承諾願」（所定様式）とともに提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JISに適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている材料について、JIS又は設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。
4. 受注者は、設計図書において指定された材料について、見本又は品質を証明する資料を「使用材料承諾願」（所定様式）とともに提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、配管材料については「4-2-1-2 配管材料管理」の規定によることとする。また、材質の変質により材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、速やかにこれを取替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度、監督職員の確認を受け、承諾を得なければならない。
6. 受注者は、工事に使用する材料（使用した材料を含む。）の納品書又は伝票（どちらも写し可。以下同じ。）について、整備、保管を行うとともに、設計図書に定める出来形管理基準、品質管理基準及び施工計画書等に照らし当該品質、規格・性能・構造、形状・寸法、数量等を照合しておくものとする。また、各材料に係る材料納入集計表（所定様式）を作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。

材料納入集計表は、納品書又は伝票の受領の都度、速やかに整備を行うものとし、次の各号に掲げる場合に監督職員に提示し確認を受けなければならない。

- (1) 「1-1-5-3 監督職員による検査（確認を含む）及び立会 第1項～第3項」に規定する検査、確認及び立会を受ける場合
 - (2) 「1-1-1-12 低入札価格調査工事 第5項」に規定する段階確認を受ける場合
 - (3) 工事現場施工完了ごとなど、その他監督職員が請求する場合
7. 受注者は、前項に規定する材料納入集計表を提出・提示する場合には、根拠資料として、その納品書又は伝票を監督職員へ工事検査時等に提示するものとし、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示がある場合は、納品書又は伝票を監督職員に提出しなければならない。

8. 受注者は、仮設材料及び少量の使用材料について、監督職員の承諾を得て第1項の証明書類等の提出を省略することができる。
9. 受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。また、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I S表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出するものとする。
10. 受注者は、監督職員の承認を受けて使用する材料及び製作を行う材料等については、事前に「材料承諾願（限定承認・製作承認）」（所定様式）を作成し、その材料の製品・製作仕様書及び製作図等を添付して提出のうえ、設計担当課並びに監督職員の承諾を得た後に使用・製作しなければならない。
11. 材料の品質に係る管理基準及び規格値は、「6-2-3 品質管理」の表6-2-3 品質管理基準及び規格値によるものとする。
12. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

第2節 受注者調達材料

1-2-2-1 材料の規格等

1. 工事に使用する受注者調達材料（以下「材料」という。）については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、J I S規格、J W W A規格及び大阪市水道局調達用配管材料仕様書の規格に適合したものとする。
2. 上記の規格に適合した材料以外を使用する場合は、品質、形状寸法、強度、安全性が使用目的を十分満足したものとし、使用にあたっては、事前に設計担当課並びに監督職員の承諾を得たのち、当該工事に限り使用出来るものとする。
3. 浄水施設をはじめ浄水に直接又は間接に触れる可能性のある水道施設の工事で使用する材料については、毒性はもとより、揮発性、水への溶解性等の物性を把握し、施工時及びその後の運転時の安全性への影響がないことを確認したうえで選定しなければならない。
また、施工時においては、現場で前記に関して適切な措置がとられるよう十分に監督を行うなど、施工管理の徹底を図るものとする。

1-2-2-2 管材料等

1. 配水管材料
配水管工事用材料（鉄蓋、鉄蓋用ブロック類等を含む）は、設計図書及び調達用配管材料仕様書に基づき受注者で調達するものとする。調達に当たり不明な点等がある場合は、

「1-1-1-1 適用 第5項」のとおり、調達前に監督職員に確認しなければならない。

2. 給水装置材料

給水装置工事及び給水施設工事に使用する材料は、設計図書によるものとし、水道法施行令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しているもの及び大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第10条、第10条の2の規定による他、第1項の規定に準じる。

3. 合成樹脂製品

合成樹脂製品は、設計図書によるものとし、それぞれ次の規格に適合するものとする。
なお、給水装置材料は第2項の規定によるものとする。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6743（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）

JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）

JSWAS K-1（下水道用硬質塩化ビニル管）（JSWAS：日本下水道協会規格）

4. 不断水式工法用材料

不断水式工法に用いる材料は、「3-1-5 不断水工法」による。なお、給水装置材料は第2項の規定によるものとする。

1-2-2-3 土

1. 一般事項

工事に使用する土は、設計図書の定めにおける各工種の施工に適合するものとする。

2. 盛土及び植栽用客土

盛土用材料及び植栽用客土は、表1-2-1に示す品質規定に合格するもので、粘土塊、ごみ等を含まず、かつ有機物を有害量含んでいないものとする。

表 1-2-1 盛土用材料及び植栽用客土の品質規定

	購入土	現場発生土	植栽用客土
75 μ mふるい通過分	25%以下	25%以下	25%以下
425 μ mふるい通過分のPI	10以下	—	—
盛土用材料中のレキの最大寸法	25mm	50mm	25mm

3. 改良土

(1) 改良土とは、建設発生土等に生石灰等を添加し、埋戻しに適する性状に改良した土をいう。

(2) 改良土は、表1-2-2に示す品質規定に合格するもので、粘土塊、ごみ等を含まず、かつ有機物等を有害量含んでいないものとする。

(3) 改良土は、大阪市水道局に登録している改良土製造工場の製品を使用しなければならない

ない。

(4) 改良土の使用に当たっては、表1-2-2の規格に関する試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(5) 局長が必要と認める場合は、当該現場に搬入された改良土について、土質試験等を指示する場合がある。これに要する費用は、すべて受注者負担とする。

表1-2-2 改良土の品質規定

最大粒径	19mm ふるい通過質量	425 μm ふるい通過質量	75 μm ふるい通過質量	塑性指数 P I (425 μmふるい通過質量)	修正CBR
25mm以下 (26.5mm以下)	90~100%	10~90%	0~25%	10以下	30%以上

4. 購入土（真砂土・山砂等）

埋戻し材料として使用する購入土は、表1-2-2の内、修正CBRを除く規格に適合するもので、転石、粘土塊、ガラス、金属類、ごみ、有機物等の有害量を含んではならない。

1-2-2-4 石及び砂

1. 一般事項

(1) 工事に使用する石材は、用途に適する耐久性、じん性、磨耗抵抗性及び外観を有し、き裂等がなく風化その他の影響を受けにくい良質のものでなければならない。

(2) 骨材は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、ごみ、泥、木くずを含まず、かつ有機物等を有害量含んでいてはならない。

2. 石材

天然産の石材については、JIS A 5003（石材）の規格に適合するものとする。

3. 割ぐり石は堅硬な破砕石で、指定された寸法の範囲内で大小粒が適度に混入され、かつ脆弱、欠点のないもので、JIS A 5006（割ぐり石）の規格に適合するものとする。

（通常、おおむね径5~15cmで、薄っぺらなもの、細長いものでないこと。）

4. 雑割石の形状は、概ねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面は概ね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。

5. 雑石（粗石）は、天然石又は破砕石ものとし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

6. 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常概ね15cm~25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

7. ぐり石は、玉石又は割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

8. 再生砂を使用する場合は、以下の規定に従わなければならない。

(1) コンクリート発生材等から製造された再生材を使用するものとし、ごみ・泥等を含まず、かつ有機物を有害量含んではならない。

- (2) コンクリート発生材から製造された再生砂を使用する場合は、現場供給前に六価クロム溶出試験を行い、監督職員に試験結果（計量証明書）を提出し、確認を受けなければならない。ただし、事前にコンクリート発生材以外の再生砂と確認できるものについては対象外とするものとする。
- (3) 六価クロム溶出試験方法は、その他参考資料一覧表「9 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。なお、検体数については、各購入先につき1 検体とする。
- (4) 粒度は、細粒分（0.075mm 以下）の含有率の上限が50%未満でなければならない。粒度分布は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）若しくは土の粒度試験（JIS A 1204）によるものとし、表1-2-3を目標値とする。

表1-2-3 埋戻材の粒度分布の目標値

ふるいの呼び寸法 (mm)	10.00	5.00	2.50	1.20	0.60	0.30	0.15
通過質量百分率 (%)	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~15

9. その他の砂利、碎石、砂

- (1) 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
- (2) 砂の粒度及びごみ・泥・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

1-2-2-5 骨材

1. 一般事項

- (1) 道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5001（道路用碎石）

JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）

JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）

JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））

JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材））

JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））

JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材））

JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）

JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）

- (2) 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。
- (3) 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。

- (4) 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。
- (5) 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。
- (6) 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫等を使用しなければならない。
- (7) 細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。
- (8) プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaCl に換算して0.03%以下としなければならない。

2. セメントコンクリート用骨材

- (1) 細骨材及び粗骨材の粒度は、表1-2-4、-5の規格に適合するものとする。

表1-2-4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
10	100
5	90~100
2.5	80~100
1.2	50~90
0.6	25~65
0.3	10~35
0.15	2~10 [注1]

[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2~15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。

[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を越えないのが望ましい。

[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mm ふるい及び0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。

[注4] これらのふるいは、それぞれJIS Z 8801-1 (標準ふるい) に規定する標準網ふるい9.5、4.75、2.36、1.18mm 及び600、300、150μm である。

表1-2-5 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

粗骨材の 大きさ (mm)	ふるいの 呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)							
		50	40	25	20	15	13	10	5
40	100	95~100	—	35~70	—	—	10~30	0~5	—
25	—	100	95~100	—	30~70	—	—	0~10	0~5
20	—	—	100	90~100	—	—	20~55	0~10	0~5
10	—	—	—	—	100	100	90~100	0~40	0~10

- (2) 硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いて作ったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。
- (3) 気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条第2項を適用しなくてもよいものとする。
- (4) 化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。
- (5) すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。

3. アスファルト舗装用骨材

- (1) 砕石、鉄鋼スラグ、再生粒度調整砕石及び再生砕石の粒度は、表1-2-6、-7、-8の規格に適合するものとする。

表1-2-6 砕石の粒度 (JIS A 5001 道路用砕石)

ふるい目の開き		ふるいを通るものの通過質量百分率 (%)											
粒度範囲		53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μ m	75 μ m	
呼び名													
粒度調整砕石	M-40	40~0	100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10
	M-30	30~0	—	100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10
	M-25	25~0	—	—	100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	—	10~30	2~10
クラッシュヤラン	C-40	40~0	100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25	—	—	—
	C-30	30~0	—	100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30	—	—	—
	C-20	20~0				100	95~100	60~90	20~50	10~35	—	—	—

表1-2-7 鉄鋼スラグの粒度

ふるい目の開き			ふるいを通るものの通過質量百分率 (%)										
粒度範囲			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μ m	75 μ m
呼び名													
鉄鋼スラグ	HMS-25	25~0	—	—	100	95~100	—	60~80	35~60	25~45	—	10~25	3~10
	MS-25	25~0	—	—	100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	—	10~30	2~10

表1-2-8 再生粒度調整砕石及び再生砕石の粒度

ふるい目の開き			ふるいを通るものの通過質量百分率 (%)										
粒度範囲			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μ m	75 μ m
呼び名													
粒度調整砕石	RM-40	40~0	100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10
	RM-30	30~0	—	100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10
	RM-25	25~0	—	—	100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	—	10~30	2~10
再生砕石	RC-40	40~0	100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25	—	—	—
	RC-30	30~0	—	100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30	—	—	—

(注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

(2) 砕石の材質については、表1-2-9によるものとする。

表1-2-9 安定性試験の限度

用途	表層・基層	上層路盤
損失量 (%)	12以下	20以下

(注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

(3) 砕石の品質については、表1-2-10の規格に適合するものとする。

表1-2-10 砕石の品質

項目 \ 用途	表層・基層	上層路盤
表乾比重	2.45以上	—
吸水率 (%)	3.00以下	—
すり減り減量 (%)	※30以下	50以下

(注1) 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径13.2~4.75mmのものについて実施する。

(注2) 上層路盤用砕石については、主として使用する粒径について行えばよい。

(4) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表1-2-11の規格に適合するものとする。

表1-2-11 下層路盤材の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値	
クラッシュラン 砂利、砂	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※ 6以下	
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※ 20以上 [30以上]	
再生クラッシュラン (RC-40) (RC-30)	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※ 6以下	
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	下層路盤 ※30以上 [40以上]	歩道路盤 ※20以上 [30以上]
高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	
製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	
	エージング期間	—	6ヶ月以上	

(注1) 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

(注2) 鉄鋼スラグにはPIは適用しない。

(注3) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は、修正CBRの規格値の値は[]内の数値を適用する。なお40℃でCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。

(注4) 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。また、セメントコンクリート発生材を使用する場合は金属片、内装材、木片などの異物が混入してはならない。

(注5) 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6ヵ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを3ヵ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。

(注6) 再生材は、不特定多数の工事現場から発生する建設副産物が原材料であるため、性状が著しく異なる場合が多い。このため、再生材の購入に当たっては、十分な品質管理が行われているものを購入しなければならない。施工に際しては、その特性をよく理解した作業体制を組み、常に注意し観察を怠らず必要に応じて試験や測定を行い、その品質と出来形を確認しなければならない。

(5) 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物など

を有害量含まず、表1-2-12の規格に適合するものとする。なお、鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出しないものとする。また、水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。

表1-2-12 上層路盤材の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石 M	P I	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
再生粒度 調整碎石 RM	P I	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]
粒度調整 鉄鋼スラグ MS	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.0以下
	エージング期間	—	6ヶ月以上
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003	—
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上
水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ HMS	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.0以下
	エージング期間	—	6ヶ月以上
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003	1.2以上
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上

[注1] 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

[注3] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注4] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注5] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気

及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。

[注6] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(6) 路盤材の使用にあたっては、表1-2-6～12の規格について、試験結果を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

4. アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表1-2-13の規格に適合するものとする。

表1-2-13 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量 (%)		3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以上
骨材の微粒分量 (%)		5以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13 mm、13～5 mm、5～0 mmの3種類の粒度や20～13 mm、13～0 mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 mmの粒度区分のものに適用する。

[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13 mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきや

すいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度又は、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

5. フィラー

- (1) フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。
- (2) 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表1-2-14の規格に適合するものとする。

表1-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
600	100
150	90~100
75	70~100

- (3) フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表1-2-15に適合するものとする。

表1-2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

項目	判定
塑性指数 (PI)	4以下
フロー試験 (%)	50以下
吸水膨張 (%)	3以下
剥離試験	1/4以下

- (4) 消石灰を剥離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)の規格に適合するものとする。
- (5) セメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)、及びJIS R 5211(高炉セメント)の規格に適合するものとする。

6. 安定剤

- (1) 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表1-2-16に示す舗装用石油アス

ファルトの規格及び表1-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表1-2-16 舗装用石油アスファルトの品質規格 (JIS K 2207)

項目	種類						
	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300
針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え	60を超え	80を超え	100を超え	120を超え	150を超え	200を超え
	60以下	80以下	100以下	120以下	150以下	200以下	300以下
軟化点 ℃	47.0~	44.0~	42.0~	40.0~	38.0~	30.0~	30.0~
	55.0	52.0	50.0	50.0	48.0	45.0	45.0
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の質量の変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	0.5以下	0.5以下
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。

表1-2-17 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208)

項目	種類及び記号	カオチン乳剤	
		PK-3	PK-4
エングラード (25℃)		1~6	
ふるい残留分 (%) (1.18mm)		0.3以下	
付着度		2/3以上	
粒子の電荷		陽 (+)	
蒸発残留分 (%)		50以上	
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え300以下	60を超え150以下
	トルエン可溶分 (%)	98以上	
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1以下	
主な用途		プライムコート用 及びセメント安定 処理層養生用	タックコート用

[注1] エングラードが15以下の乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)

6.3 エングラード試験方法によって、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 (石油

アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロー秒試験方法によって粘度を求め、エングラ一度に換算する。

(2) セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 及び JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

(3) 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定される生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) 又はそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

1-2-2-6 木材

1. 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

1-2-2-7 鋼材

1. 一般事項

(1) 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものとする。

(2) 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

(3) 工事に使用する鋼材は設計図書によるものとし、それぞれ、次の規格に適合するもので、規格証明書のあるものとする。また、J I Sマーク表示製品については許可工場の製品とする。なお、J I Sに規定のない製品については、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。

2. 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状、寸法及び質量及びその許容差)

JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3194 (熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)

JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)

JIS G 4309 (ステンレス鋼線)

3. 軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

4. 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)
- JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)
- JIS G 3468 (配管用溶接大径ステンレス鋼管)
- JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管)
- JWWA G 118 (水道用塗覆装鋼管の異形管)

5. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)
- JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)
- JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)
- JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)
- JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)
- JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
- JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
- JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)
- JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)
- JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)
- JIS H 5121 (銅合金連続鋳造鋳物)

6. ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS B 1180 (六角ボルト)
- JIS B 1181 (六角ナット)
- JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)
- JIS B 1198 (頭付きスタッド)
- JIS B 1256 (平座金)
- JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)

7. 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)
- JIS Z 3212 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒)
- JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)
- JIS Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒)
- JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)
- JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
- JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)
- JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)

JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)

JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)

8. 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532 (鉄線)

9. ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

10. プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3109 (PC鋼棒)

JIS G 3137 (細径異形PC鋼棒)

JIS G 3502 (ピアノ線材)

JIS G 3506 (硬鋼線材)

JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)

11. 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)

JIS G 3552 (ひし形金網)

12. 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)

JIS A 5525 (鋼管ぐい)

JIS A 5526 (H形鋼ぐい)

JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)

JIS A 5530 (鋼管矢板)

13. 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

1-2-2-8 コンクリート及びモルタル

1. レディーミクストコンクリート

(1) 一般事項

レディーミクストコンクリートの使用材料及び配合の報告等は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の規格に適合するものとする。

(2) 使用区分

レディーミクストコンクリートの使用区分は、設計図書によるほか、表1-2-18を標準とする。なお、使用区分を確認後、配合設計の基礎となる資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。また、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比上限値は、以下①、②を原則とする。

① 鉄筋コンクリート：55%以下

② 無筋コンクリート：60%以下

水セメント比は、受注者が作成した示方配合表により確認するものとする。ただし、水セメント比の上限値を満たすために、コンクリート強度が変更になる場合においては、設計変更の対象としないものとする。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。

また、使用区分の内、異形管防護工、捨コンクリート工・均しコンクリート工等については、水セメント比の上限値は問わないものとする。

表 1-2-18 コンクリート使用区分

呼称	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	使 用 区 分
A ₁	24	15	20	水密構造物（配水池等）の壁・柱・梁
A ₂	24	12	20	水密構造物（配水池等）の上床版・底版等
A ₃	24	15	40	A ₁ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの
A ₄	24	12	40	A ₂ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの
A ₅	24	8	20	A ₁ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの
A ₆	24	8	40	A ₂ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの
B ₁	21	15	20	一般構造物（弁室等）の壁・柱・梁
B ₂	21	12	20	一般構造物（弁室等）の上床版・底版
B ₃	21	15	40	B ₁ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの
B ₄	21	12	40	B ₂ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの
B ₅	21	8	20	B ₁ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの
B ₆	21	8	40	B ₃ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの
B ₇	18	8	20 (又は40)	道路構造物（街渠、側溝、縁石、境界石等）
C ₁	18	8	20	異形管防護工等 捨コンクリート工・均しコンクリート工等
C ₂	18	8	40	重力式擁壁等

(注1) 骨材の種類は、「普通」とする。

(注2) 空気量は、4.5%とする。

(注3) 水セメント比は、次のとおりとする。

①鉄筋コンクリート：55%以下

②無筋コンクリート：60%以下

(注4) 捨コンクリート工・均しコンクリート工等については、水セメント比の上限値は問わないものとする。

(3) 試験

① コンクリートの試験は、製造工場ごとに設計基準強度を指定したコンクリート

について行わなければならない。ただし、局長が認めた場合に限り試験を省略することができる。

- ② スランプ試験及び空気量試験は、必要に応じ適宜行わなければならない。
 なお、スランプ及び空気量は指定した値に対して、それぞれ表1-2-19及び表1-2-20の範囲内にあるものとする。

表1-2-19 スランプの許容差

指定された値	スランプの許容値
2.5cm	±1.0 cm
5.0cm 及び 6.5cm	±1.5 cm
8.0cm 以上 18.0cm以下	±2.5 cm

表1-2-20 空気量の許容差

コンクリートの種類	空気量の許容差 (%)
普通コンクリート	指定した値の±1.5
舗装コンクリート	
軽量コンクリート	

- ③ コンクリートに含まれる塩化物量は、荷卸し地点で、塩素イオンとして0.3kg/m³以下とする。

2. モルタル

モルタルの標準配合は表1-2-21によるものとする。

表1-2-21 モルタル標準配合 (1m³当たり)

配合比	材 料		用 途
	高炉セメント	砂	
1 : 2	720 kg	0.95 m ³	目地・表層モルタル
1 : 3	530 kg	1.05 m ³	敷きモルタル (縁石等)
1 : 4	420 kg	1.15 m ³	敷きモルタル (平板舗装)

3. 現場練りコンクリート

現場練りコンクリートの標準配合は、表1-2-22によるものとする。

表1-2-22 現場練りコンクリート標準配合表 (1m³当たり)

呼び強度 (N/mm ²)	高炉セメント (kg)	洗 砂 (m ³)	コンクリート用 碎石 (m ³)	スランプ (cm)	w/c (%)
21	292	0.47	0.65	8	59
18	275	0.47	0.65	8	63

1-2-2-9 セメント及び混和材料

1. 一般事項

- (1) 工事に使用するセメントは、高炉セメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。
- (2) 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
- (3) 受注者は、セメントを貯蔵するサイロの構造について、底に溜まって出ない部分ができないような構造としなければならない。
- (4) 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。又は湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
- (5) 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くなるようにしなければならない。
- (6) 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。
- (7) 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。
- (8) 受注者は、混和剤を防湿的なサイロ、又は倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
- (9) 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。

2. セメント

工事に使用するセメントの種類は、設計図書の定めによるほか、JIS R 5211（高炉セメント）のB種を標準とする。

3. 混和材料

- (1) 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。
- (2) 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。
- (3) 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

- (4) 混和剤として用いるA E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能A E 減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。
- (5) 混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D 101 に適合するものとする。
- (6) 急結剤は、JSCE-D 102 に適合するものとする。

4. コンクリート用水

- (1) コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道又はJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。
- (2) 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。

1-2-2-10 セメントコンクリート製品

1. 一般事項

- (1) セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
- (2) セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物(CI-)イオンの総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。

2. セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は、次の規格に適合するものとする。

- JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
 - JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
 - JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）
 - JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
 - JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
 - JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
 - JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）
 - JIS A 5506（下水道用マンホールふた）
 - JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）
- その他大阪市建設局が規格を定める製品

1-2-2-11 瀝青材料

1. 一般瀝青材料

- (1) 舗装用石油アスファルトは、「1-2-2-5 骨材 第6項」に規定する表1-2-16の規格に適合するものとする。
- (2) ポリマー改質アスファルトは、表1-2-23の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表1-2-23に示す値に適合していることを確認しなければならない。

表1-2-23 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	種類	I 型	II 形	H型	
	付加記号				HF型
軟化点	℃	50.0以上	56.0以上	80.0以上	
伸度 (7℃) (15℃)	cm	30以上	—	—	—
	cm	—	30以上	50以上	—
タフネス (25℃)	N・m	5.0以上	8.0以上	20以上	—
テナシティ (25℃)	N・m	2.5以上	4.0以上	—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—	—	—
フラース脆化点	℃	—	—	—	-12以下
曲げ仕事量 (-20℃)	KPa	—	—	—	400以上
曲げスティフネス (-20℃)	MPa	—	—	—	100以下
針入度 (25℃)	1/10mm	40以上			
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下			
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65以上			
引火点	℃	260以上			
密度 (15℃)	g/cm ³	試験表に付記			
最適混合温度	℃	試験表に付記			
最適締固め温度	℃	試験表に付記			

[注] 付加記号の略字 F：可撓性

- (3) 石油アスファルト乳剤は、「1-2-2-5 骨材 第6項」の表1-2-17及び表1-2-24の規格に適合するものとする。

表 1-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

種類及び記号		P K R - T	
項目			
エングラード (25℃)	1~10		
セイボルトフロー秒 (50℃) (s)	-		
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下		
付着度	2/3以上		
粒子の電荷	陽 (+)		
留出油分 (360℃までの)	-		
蒸発残留分 (%)	50以上		
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	60を超え150以下	
	軟化点 (℃)	42.0以上	
	タフネス	(25℃) N・m	3.0以上
		(15℃) N・m	-
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5以上
		(15℃) N・m	-
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下		
浸透性 (s)	-		
凍結安定度 (-5℃)	-		
主な用途	ポラスアスファルト舗装用		

(日本アスファルト乳剤協会規格)

1-2-2-12 目地材料

1. 注入目地材

- (1) 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、かつ、ひび割れが入らないものとする。
- (2) 注入目地材は、水に溶けず、また十分な水密性を有するものとする。
- (3) 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を妨げ、かつ、耐久的なものとする。
- (4) 注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

2. 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

1-2-2-13 塗料

1. 受注者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
2. 受注者は、塗料は工場調合したものをいなければならない。

3. 受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。
4. 塗料は、設計図書によるものとし、次の規格に適合するものとする。

JIS K 5492 (アルミニウムペイント)
 JIS K 5511 (油性調合ペイント)
 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント)
 JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント)
 JIS K 5552 (ジンクリッチプライマー)
 JIS K 5553 (厚膜形ジンクリッチペイント)
 JIS K 5555 (エポキシ樹脂雲母状酸化鉄塗料)
 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)
 JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)
 JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)
 JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)
 JIS K 5633 (エッチングプライマー)
 JIS K 5657 (鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料)
 JIS K 5659 (鋼構造物用耐候性塗料)
 JIS K 5663 (合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー)
 JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)
 JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)
 JWWA K 157 (水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法)

その他「鋼道路橋塗装便覧」(日本道路協会)及び「WSP 009 水管橋外面防食基準」に定める塗料 (WSP: 日本水道鋼管協会規格)

5. 受注者は、塗料を直射日光が当たらない場所に保管し、その取扱いについては関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、受注者は開缶後は十分に攪拌したうえ、速やかに使用しなければならない。
6. 塗料の有効期限として、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は有効期限を経過した塗料を使用してはならない。

1-2-2-14 区画線

区画線の品質は、表1-2-25の規格に適合するものとする。

表1-2-25 溶着式路面標示の材料規格

材料	規格
熔融用ペイント	JIS K 5665 (路面標示用塗料 (熔融用) 3種1号)

1-2-2-15 基礎杭

1. 木杭は、「1-2-2-6 木材」に定めるものとし、使用上有害な割れ、曲がり、抜節等の欠陥のない生松丸太の樹皮を除いたもので、杭径は元口から末口まで一様に変化

しているものとする。なお、指定寸法は樹皮を除いた末口寸法とする。

2. 鋼管杭は、「1-2-2-7 鋼材 第12項」の規格に適合するものとする。

3. コンクリート杭は、「1-2-2-10 セメントコンクリート製品 第2項」の規格に適合するものとする。

1-2-2-16 その他

1. ブロック舗装工用舗装材

受注者は、設計図書によって定められた形状寸法、仕上げ、目地幅、種類構造及び配置を厳守しなければならない。

受注者は、使用材料については、「2-4-2-9 ブロック舗装工」の規定により滑り抵抗値を測定するものとする。

ブロック舗装工で使用する材料は、次の規定によるものとする。

(1) インターロッキングブロックは、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格及びインターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）の規定によるものとする。なお、設計図書において標準色と指定した場合は、ナチュラル（グレー）、黒、白、赤、緑、黄の6色より監督職員が指示するものとする。

(2) コンクリートブロック平板及びテラゾブロック平板

① コンクリートブロック平板は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格によるものとする。

② テラゾブロック平板（研磨タイプ・研磨ショットタイプ含む。）は、JIS A 5411（テラゾ）の規格によるものとする。

③ テラゾブロック平板の形状・寸法は、設計図書によるものとする。なお、舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状等について監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 保水性ブロックは、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格によるものとする。

2. 石材（花崗石）は、JIS A 5003（石材）に準じて切出したもので、次の規定に適合しなければならない。

(1) 寸法の不正確、そり、き裂、むら、腐れ、欠け及びへこみなどの欠点がほとんどないものでなければならない。

(2) 歩車道境界ブロックの天面及び車道側の側面は2回ビシャン仕上げとし、その他の面はノミで切下げるのを原則とする。

(3) 地先境界ブロック及び舗装境界ブロックの天面の仕上げは設計図書によるものとし、両側面及び両端部は、特に仕上げを必要としないが、ダイヤモンドカッターによる切断面とする。

(4) 歩車道境界ブロック（花崗石）、地先境界ブロック（花崗石）及び舗装境界ブロック（花崗石）の形状寸法は、大阪市建設局 道路工事標準設計図集（5. 道路附属施

設工(2)縁石工) によるものとする。ただし、面取りはしないものとする。

(5) 道路境界標柱石

- ① 著しい赤褐色、又は腐食の斑点を帯びるなどの欠点がないものでなければならない。
- ② 折損のおそれがある節目があってはならない。
- ③ 品質が脆弱で外皮が付着したものであってはならない。
- ④ 寸法は、18cm 角、高さ40cm とする。
- ⑤ 天面はバーナー仕上げとし、側面4面は特に仕上げを必要としないが、ダイヤモンドカッターによる切断面とする。
- ⑥ 各辺は直角にするものとする。

第3節 支給品

材料の支給及び保管、返納等については、「1-1-1-15 支給品」による。